

大阪市立図書館資料の複写に関する内規

制 定 平17.4.1

最近改正 令5.3.31

(目的)

第1条 著作権法第31条及び中央図書館資料複写規程第6条に基づき、図書館資料の複写について必要な事項を定める。

(申請)

第2条 図書館内に設置した複写機器により図書館資料を複写しようとする者は、「大阪市立図書館資料複写申込書」（以下複写申込書という）に必要事項を記載し、申し込まなければならない。

2 複写申込書をもって著作権法第31条に基づく審査を受け、複写の許可を得るものとする。なお、著作権法第31条の「著作物の一部分」については、別表のように運用する。

3 複写申込書は、大阪市個人情報保護条例第13条3項に基づき複写終了後速やかに廃棄する。

(手数料)

第3条 図書館規則第5条に基づく手数料は、次のとおりとする。

- (1) 印刷物複写手数料 A4判・B4判・A3判 1枚 10円
- (2) 同上カラー複写手数料 A4判・B4判 1枚 50円 A3判 1枚 70円
- (3) マイクロフィルム複写手数料 A3判 1枚 70円

(手数料の減免および還付)

第4条 図書館長が必要と認める時は、図書館条例第5条および第6条に基づき、手数料を減免または還付することができる。

(複写の制限)

第5条 次の各号に該当する図書館資料は、複写をすることができない。

- (1) 寄贈または寄託された資料で、その条件として複写の禁止を定めるもの
- (2) 複写により資料に損傷をきたすおそれがあるもの
- (3) 技術的に複写が困難なもの
- (4) その他館長が複写を不適当と認めるもの

(受付時間)

第6条 複写の受付は、開館時間内とする。

(運用細則)

第7条 この内規に定めるもののほか、運用に必要な事項は別に定める。

附 則

この内規は平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平23.1.14)

この改正内規は平成 23 年 1 月 14 日から施行する。

附 則（令 4. 3. 31）

この改正内規は、令和 4 年 3 月 31 日から施行する。

附 則（令 5. 3. 31）

この改正内規は、令和 5 年 3 月 31 日から施行する。

大阪市立図書館の複写サービスについて(複写できる範囲)

資料の種類	複写できる範囲
単行本	本文の半分まで
新聞	最新号は、ひとつの記事の半分まで複写可 最新号以外の新聞は、一日分全体の半分まで複写可 朝刊は、夕刊を受け入れた時点で最新号でないと判断しています。
雑誌	最新号はひとつの記事の半分まで バックナンバーは、1冊の半分まで複写が可能。 季刊・年刊の雑誌の場合は、発行後3か月経過したものは記事全体～1冊の半分まで複写が可能。個々の著作物(論文・記事)については、その全部の複写が可能。他の図書館で雑誌扱いになっている紀要なども、これに準じます。
地図	
1枚ものの地図	1枚の半分まで ただし、国土地理院(前身の陸地測量部など含む)発行の地図については、測量法の改正に伴い、全面複写が可能。
住宅地図・ブルーマップ	1つの地図の半分まで 出版者によって取り扱いが異なる場合があります。
楽譜	1曲の半分まで　ただし、最新号以外の雑誌・新聞に掲載の場合には1曲可。
事典の一項目など	事典の1項目などは独立した1つの著作物であるが、コピーの際にその全部が同一紙面に写りこんでしまう場合は、「複写物の写り込みに関するガイドライン」(日本図書館協会他)を運用し、1項目全体が写りこむ複写も可とします。
付録資料	本体とは別の著作物として扱うので、1点の半分まで
JIS規格	規格票はすべて複写可、解説は半分まで
官報	最新号を含めすべて複写可